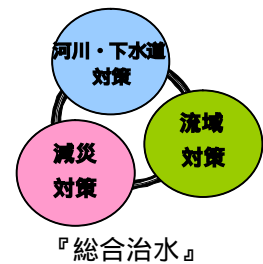


「総合治水」の背景及び「兵庫県総合治水条例(仮称)」について

台風等による大雨や集中豪雨、局地的大雨による浸水被害を軽減するため、「河川・下水道対策」に加え、河川や水路への流出を抑制するための「流域対策」、河川等から溢れた場合でも被害を軽減するための「減災対策」をあわせて行う「総合治水」に、県民総意で取り組む枠組みを明らかにする条例を制定する。



1 背景

本県では、平成 16 年、21 年の甚大な災害や頻発する局地的大雨による被害など、浸水被害が頻発しており、今後、地球温暖化に伴う気候変化により大雨の頻度増加や台風の強大化が予測され、県下のどこにおいても計画規模を上回る洪水や、整備途上段階での施設能力以上の洪水による被害の発生が懸念されている。

こうした洪水被害から、人命・財産を守るためには、河川や下水道対策だけではなく、流域の自治体や県民による被害軽減の取り組みが不可欠である。

2 総合治水に関する現在の取組と課題

(1) 取組

本県では、武庫川流域など一部の都市河川において、総合治水に係る計画を策定し取組みを進めている。また、「流域対策」として、校庭・公園での貯留施設の設置や住宅における雨水貯留タンクの設置、「減災対策」として、ハザードマップの作成・配布対象河川の拡大や庁舎電気設備の高所設置など、総合治水に資する取り組みが実施されている。

(2) 課題

ア 流域対策、減災対策の実績が全国でも少ないことから、総合治水対策の目的、効果に対する県民の認知度が低く、速やかな理解、協力を得ることが困難

イ 対策の内容が多岐にわたることから、多くの関係機関のより一層の連携、調整が必要

ウ 実施根拠となる法令上の「よりどころ」を持たない流域対策、減災対策が多い

エ 本県は、多様な気象、地勢条件にあり、地域毎に特性が異なるため、それぞれの課題に応じた対策が必要

3 兵庫県総合治水条例(仮称)の目的

県民総意で総合治水対策に取り組むことを宣言する。

県、市町、県民及び事業者の責務、役割を明らかにする。

県民・事業者も含め、全県で総合治水対策を推進していくためのよりどころとする。

総合治水推進計画を策定することにより、地域毎の課題に応じた総合治水対策を実践する。

4 兵庫県総合治水条例（仮称）の対象とする方策について

（１）浸水被害を軽減するための対策

浸水被害の軽減のためには、雨水を安全に「ながす」対策、すなわち河道掘削やダム・遊水地の整備等の河川改修や雨水管等の下水道施設の整備が効果的である。

しかし、施設整備の想定を超える洪水により発生する浸水や、河川や下水道に至るまでの場所において発生する浸水については、「ながす」対策で被害を防ぐことはできない。

こうした様々な浸水被害を軽減するためには、「ながす」対策のみならず、雨水の河川等への流出を抑える「ためる」対策、被害を減らすための「そなえる」対策に取り組むことが必要である。これらの取り組みを組み合わせることで被害の軽減を図り、流域全体の防災力を高めることが「総合治水」である。

総合治水の対策をまとめると次のとおりとなる。

河川・下水道対策 = 降った雨を溢れないよう安全に「ながす」

施設を整備して「溢れないようにする」

流域対策 = 降った雨が一気に流れてこないように「ためる」

1) 雨水の流出量を増やす開発行為に対しては、「流出量の増大を防ぐ」

2) できるだけ「ためる」場所を確保し、今よりも降雨時の「流出量を減らす」

減災対策 = 降った雨で浸水が発生した場合に「そなえる」

1) 浸水した時の「危険を知って逃げる」ための備え

2) たとえ浸水しても「浸水時の被害を減らす」ための備え

（２）上記対策を実施するための具体的な方策

兵庫県総合治水条例（仮称）には、総合治水として実施する方策を次のとおり具体的に整理し、規定することとし、総合治水への理解と具体的な取り組みの促進を図る。

方策については、すでに県内外で取り組まれているものをはじめ、武庫川流域総合治水推進計画など、様々な提言や指針、条例、文献等を基に、必要な方策を網羅的に取り上げている。

